

(目的)

第1条 本市における民間保育所等の保育内容の充実を図るため、予算の範囲内で、民間保育所等運営費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、補助金等交付規則（昭和59年規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象)

第2条 補助金の交付の対象は、次の各号のいずれかに該当する市内の施設とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定により設置された民間保育所（以下「民間保育所」という。）のうち、第3号に掲げるもの以外のもの
- (2) 児童福祉法第56条の8第3項の規定により設置された公私連携型保育所（以下「公私連携型保育所」という。）のうち、次号に掲げるもの以外のもの
- (3) 民間保育所及び公私連携型保育所のうち、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第1項の規定による認定を受けたもの（以下「保育所型認定こども園」という。）
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項の規定により認可を受けた幼稚園（以下「幼稚園」という。）のうち、認定こども園法第3条第1項の認定を受けたもの（以下「幼稚園型認定こども園」という。）
- (5) 認定こども園法第17条第1項の規定による認可を受けた幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）
- (6) 認定こども園法第34条第3項の規定により設置された公私連携幼保連型認定こども園（以下「公私連携認定こども園」という。）
- (7) 児童福祉法第34条の15第2項の規定により行われる家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条に規定する小規模保育事業所A型
- (8) 病児保育事業実施要綱（令和6年3月30日付こ成保第180号こども家庭庁成育局長通知）に基づく病児・病後児保育事業を実施している施設で、市長が適切と認めたもの（以下「病児・病後児保育施設」という。）
- (9) 幼稚園のうち、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の確認を受けたもの（以下「新制度幼稚園」という。）

(補助金の種類等)

第3条 補助金の種類並びに補助種類ごとの補助要件、補助対象経費及び補助交付基準は、別表のとおりとする。ただし、次の各号に掲げる施設に交付する補助金の種類は、それぞれ当該各号に掲げるものに限る。

- (1) 前条第3号、第5号及び第6号の施設のうち、子ども・子育て支援法第19条第1号に規定する小学校就学前子どもに係る部分 一時預かり事業補助金(幼稚園型)、障害児保育事業補助金、医療的ケア児保育支援事業補助金、多子世帯の教育・保育給付認定子どもに係る副食費補助金
- (2) 前条第4号の施設 延長保育事業補助金、職員給与改善費補助金、一時預かり事業補助金(一般型)、一時預かり事業補助金(幼稚園型)、医療的ケア児保育支援事業補助金、多子世帯の教育・保育給付認定子どもに係る副食費補助金、乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)補助金
- (3) 前条第7号の施設 延長保育事業補助金(小規模保育事業所A型)、職員給与改善費補助金、保育士宿舍借り上げ支援事業費補助金、使用済紙おむつ処理経費補助金、医療的ケア児保育支援事業補助金、乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)補助金
- (4) 前条第8号の施設 病児・病後児保育事業費補助金
- (5) 前条第9号の施設 一時預かり事業補助金(幼稚園型)、多子世帯の教育・保育給付認定子どもに係る副食費補助金

2 前条の規定にかかわらず、一時預かり事業補助金(幼稚園型)は、市内に住所を有する児童が通う市外の前条第3号から第6号まで及び第9号に定める施設に対し、当該施設又は当該施設が所在する市区町村と協議の上、この要綱の規定に基づき交付することができる。

3 前条の規定にかかわらず、多子世帯の教育・保育給付認定子どもに係る副食費補助金は、市内に住所を有する児童が通う市外の前条第1号から第6号まで及び第9号に定める施設に対し、当該施設又は当該施設が所在する市区町村と協議の上、この要綱の規定に基づき交付することができる。

4 補助金の対象となる経費は、第1項の補助対象経費と補助交付基準に基づいて算出した額とを比較して、少ない方の額とする。

(交付の条件)

第4条 市長は、補助金の交付を決定する場合においては、規則第6条第1項各号に掲げる条件のほか、次に掲げる事項を条件として付するものとする。

- (1) 補助金に係る収支の状況を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、かつ、事業完了後 5 年間保管すること。
- (2) 施設及び運営が、民間保育所及び公私連携型保育所にあつては奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 3 年奈良市条例第 41 号）及びその他の関係法令に、保育所型認定こども園及び幼稚園型認定こども園にあつては奈良市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（令和 4 年奈良市条例第 7 号）及びその他の関係法令に、認定こども園及び公私連携認定こども園にあつては奈良市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 4 年奈良市条例第 6 号）及びその他の関係法令に、小規模保育事業所 A 型にあつては奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 4 年奈良市条例第 8 号）及びその他の関係法令に、病児・病後児保育施設にあつては病児保育事業実施要綱に、新制度幼稚園にあつては幼稚園設置基準（昭和 31 年文部省令第 32 号）及びその他の関係法令に適合するよう努めること。
- (3) 申請者の記載事項に変更があつた場合は、速やかにその旨を報告すること。
- (4) 補助金の交付の目的を達成するために行う実地調査に協力すること及び必要書類の提出要求に応じること。
- (その他)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行し、昭和 61 年度の予算に係る補助金から適用する。
(旧要綱の廃止)
- 2 奈良市民間保育所運営費補助金交付要綱（昭和 49 年 4 月 1 日制定）は、廃止する。
(平成 13 年度における補助金の特例)
- 3 平成 13 年度における補助金に関する別表の規定の適用については、同表中

「職員被服費補助金	職員に被服を支給し、又は貸与していること。	職員に被服を支給し、又は貸与することに要する経費	職員 1 人年額 10,000 円	」
-----------	-----------------------	--------------------------	-------------------	---

とあるのは、

「職員被服費補	職員に被服を支給	職員に被服を支給し、又	職員 1 人年額
---------	----------	-------------	----------

助金	し、又は貸与していること。	は貸与することに要する経費	10,000円	」
安全確保緊急 対策補助金	児童の安全確保のため、緊急対策としてサイレン付ハンドマイクを設置していること。	サイレン付ハンドマイクを設置するために必要な経費	1施設当たり年額 126,000円以内の額	

とする。

附 則（昭和61年 6 月24日告示第145号）

この告示は、昭和61年 6 月24日から施行し、この告示による改正後の民間保育所運営費補助金交付要綱別表の規定は、昭和61年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（昭和61年 9 月30日告示第200号）

この告示は、昭和61年 9 月30日から施行し、この告示による改正後の民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、昭和61年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（昭和62年 3 月31日告示第68号）

この告示は、昭和62年 3 月31日から施行し、この告示による改正後の民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、昭和61年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（昭和62年 7 月 6 日告示第167号）

この告示は、昭和62年 7 月 6 日から施行し、この告示による改正後の民間保育所運営費補助金交付要綱別表の規定は、昭和62年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（昭和62年 7 月24日告示第182号）

この告示は、昭和62年 7 月24日から施行し、この告示による改正後の民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、昭和62年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（昭和62年11月16日告示第251号）

この告示は、昭和62年11月16日から施行し、この告示による改正後の民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、昭和62年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（昭和63年 5 月23日告示第147号）

この告示は、昭和63年 5 月23日から施行し、この告示による改正後の民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、昭和63年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成元年 6 月20日告示第154号）

この告示は、平成元年6月20日から施行し、この告示による改正後の民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成元年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成2年3月29日告示第72号）

この告示は、平成2年3月29日から施行し、この告示による改正後の民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成元年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成2年5月25日告示第129号）

この告示は、平成2年5月25日から施行し、この告示による改正後の民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成2年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成3年3月20日告示第92号）

この告示は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月31日告示第119号）

この告示は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年3月31日告示第98号）

この告示は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成5年5月20日告示第177号）

この告示は、平成5年5月20日から施行し、この告示による改正後の民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成5年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成6年3月28日告示第104号）

この告示は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月6日告示第81号）

この告示は、平成7年3月6日から施行し、この告示による改正後の民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成6年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成7年3月27日告示第110号）

この告示は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月26日告示第143号）

この告示は、平成8年3月26日から施行し、この告示による改正後の民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成7年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成8年6月10日告示第322号）

この告示は、平成8年6月10日から施行し、この告示による改正後の民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成8年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成 8 年 9 月 20 日告示第 457 号）

この告示は、平成 8 年 9 月 20 日から施行し、この告示による改正後の民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成 8 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成 9 年 3 月 28 日告示第 134 号）

この告示は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 3 月 19 日告示第 114 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成 11 年 3 月 19 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成 10 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成 11 年 9 月 30 日告示第 414 号）

この告示は、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 17 日告示第 106 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成 12 年 3 月 17 日から施行し、附則第 3 項の規定は、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成 11 年度の予算に係る補助金から適用する。

（一時的保育事業実施要綱の廃止）

- 3 奈良市一時的保育事業実施要綱（平成 6 年告示第 103 号）は、廃止する。

附 則（平成 12 年 3 月 31 日告示第 134 号）

この告示は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 27 日告示第 129 号）

この告示は、平成 13 年 3 月 27 日から施行し、この告示による改正後の民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成 12 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成 13 年 6 月 14 日告示第 291 号）

この告示は、平成 13 年 6 月 14 日から施行し、この告示による改正後の民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成 13 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成13年 9 月13日告示第401号）

この告示は、平成13年 9 月13日から施行する。

附 則（平成15年 3 月25日告示第139号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成15年 3 月25日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成14年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成15年 8 月15日告示第429号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成15年 8 月15日から施行する。別表日本体育・学校保健センター加入費補助金の項の改正規定は、同年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成15年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成16年 8 月27日告示第443号）

この告示は、平成16年 8 月27日から施行し、この告示による改正後の民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成16年度予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成17年 8 月24日告示第511号）

- 1 この告示は、平成17年 8 月24日から施行し、この告示による改正後の民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成17年度予算に係る補助金から適用する。

（24時間保育事業実施要綱の廃止）

- 2 奈良市24時間保育事業実施要綱（平成14年告示第106号）は、廃止する。

附 則（平成19年 1 月12日告示第19号）

この告示は、平成19年 1 月12日から施行し、この告示による改正後の奈良市民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成18年度予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成19年 8 月24日告示第464号）

この告示は、平成19年 8 月24日から施行し、この告示による改正後の奈良市民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成19年度予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成20年 8 月27日告示第477号）

この告示は、平成20年8月27日から施行し、この告示による改正後の奈良市民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成20年度予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成21年8月24日告示第443号）

この告示は、平成21年8月24日から施行し、この告示による改正後の奈良市民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成21年度予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成22年3月31日告示第167号）

この告示は、平成22年4月1日から施行し、この告示による改正後の奈良市民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成22年度予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成22年8月10日告示第400号）

この告示は、平成22年8月10日から施行し、この告示による改正後の奈良市民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成22年度予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成23年3月31日告示第189号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年11月28日告示第659号）

この告示は、平成23年11月28日から施行し、この告示による改正後の奈良市民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成23年度予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成24年3月30日告示第184号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年9月26日告示第641号）

この告示は、平成25年9月26日から施行し、この告示による改正後の奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定は、平成25年度予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成27年3月31日告示第194号）

この告示は、平成27年3月31日から施行し、この告示による改正後の奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定は、平成26年度予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成28年3月31日告示第211号）

この告示は、平成28年3月31日から施行し、この告示による改正後の奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定は、平成27年度予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成29年3月24日告示第171号）

この告示は、平成29年3月24日から施行し、この告示による改正後の奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定は、平成28年度予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成29年12月 1 日告示第791号）

この告示は、平成29年12月 1 日から施行し、この告示による改正後の奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定は、平成29年度予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成30年 3 月28日告示第174号）

この告示は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 2 月25日告示第87号）

この告示は、平成31年 2 月25日から施行し、この告示による改正後の奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定は、平成30年度予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成31年 3 月27日告示第138号）

この告示は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 1 月 8 日告示第 8 号）

この告示は、令和 2 年 1 月 8 日から施行し、この告示による改正後の奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定は、令和元年度予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和 2 年 3 月30日告示第163号）

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年10月19日告示第521号）

この告示は、令和 2 年10月19日から施行し、この告示による改正後の奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定は、令和 2 年度予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和 3 年 3 月25日告示第149号）

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年11月 5 日告示第601号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 3 年11月 5 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、令和 3 年度予算に係る補助金から適用する。ただし、新要綱別表医療的ケア児保育支援事業補助金の項の規定は、令和 3 年10月 1 日以後に実施された事業から適用する。

附 則（令和 4 年 3 月30日告示第171号）

この告示は、令和 4 年 3 月30日から施行し、この告示による改正後の奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定は、令和 3 年度予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和 4 年11月 8 日告示第575号）

この告示は、令和 4 年11月 8 日から施行し、この告示による改正後の奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定は、令和 4 年度予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和 5 年 3 月29日告示第128号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表医療的ケア児保育支援事業補助金の項の改正規定は、令和 5 年 3 月29日から施行する。

（適用区分）

- 2 この告示（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定は、令和 4 年度予算に係る補助金から適用する。
- 3 この告示（第 1 項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定は、令和 5 年 4 月 1 日以後に提供される副食に係る経費について適用する。

附 則（令和 5 年 8 月 7 日告示第379号）

この告示は、令和 5 年 8 月 7 日から施行し、この告示による改正後の奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定は、令和 5 年度予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和 5 年11月 1 日告示第469号）

この告示は、令和 5 年11月 1 日から施行し、この告示による改正後の奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定は、令和 5 年度予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和 6 年 3 月28日告示第152号）

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年11月27日告示第617号）

この告示は、令和 6 年11月27日から施行し、この告示による改正後の奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定は、令和 6 年度予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和 7 年 3 月31日告示第141号）

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 9 月18日告示第435号）

この告示は、令和 7 年 9 月18日から施行し、この告示による改正後の奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定は、令和 7 年度予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和 7 年11月26日告示第511号）

この告示は、令和7年11月26日から施行し、この告示による改正後の奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定は、令和7年度予算に係る補助金から適用する。

別表（第3条関係）

補助金の種別	補助の要件	補助対象経費	算定基準
延長保育事業 補助金	延長保育事業実施要綱（令和6年4月1日付こ成保第225号こども家庭庁成育局長通知）に基づく延長保育事業を実施していること。	延長保育事業を実施するために必要な経費	保育標準時間認定 ア 保育所及び認定こども園 （1） 延長保育の時間が30分以上6時間未満の場合 1 事業当たり年額 付表1に定める額 （2） 6時間以上の延長保育が実施される場合 1 施設当たり加算額 2,100,000円 イ 小規模保育事業所A型 1 事業当たり年額 付表1に定める額 保育短時間認定 在籍児童1人当たり年額 付表2に定める額
障害児保育事業補助金	障害児を1人以上入所させており、当該障害児を保育するため1人以上の保育士を加配していること。	障害児の保育に必要な経費	（1） 特別児童扶養手当の支給対象児童（所得による手当の支給を停止されている場合を含む。）及びこれに準ずる児童 児童1人月額 140,000円 （2） その他の児童 児童1人月額 70,000円

職員給与改善 費補助金	職員の給与改善に 努めていること。	給与改善手当とし て本給以外に支給す るために必要な経費	職員 1 人月額 20,000円
嘱託医手当補 助金	児童の保健衛生、健 康管理の向上充実に 努めていること。	(1) 内科医師の嘱 託に要する経費 (2) 歯科医師の嘱 託に要する経費 (3) 眼科医師の嘱 託に要する経費 (4) 耳鼻咽喉科医 師の嘱託に要する 経費	(1) 1 回13,800円以内の額かつ 年額 165,600円以内の額 (2) 1 回29,000円以内の額かつ 年額 58,000円以内の額 (3) 1 回29,000円以内の額かつ 年額 29,000円以内の額 (4) 1 回29,000円以内の額かつ 年額 29,000円以内の額
週休等加配保 育士賃金補助 金	週休等のため基準 を超えて保育士を配 置していること。	週休等のため基準 を超えて保育士を配 置することに要する 経費	(1) 常時勤務保育士 1 人月額 78,200円 (2) パート保育士 1 人 報酬 1 時間1,159円以内の 額
一時預かり事 業補助金	一時預かり事業実 施要綱（令和 6 年 3 月 30 日付 5 文科初第 2592 号文部科学省初 等中等教育局長、こ成 保第191号子ども家庭 庁成育局長通知）に基 づく一時預かり事業 を実施していること。	一時預かり事業を 実施するために必要 な経費	一般型 基本分 1 事業当たりの年額 付表 3 に定める額 加算分 事業に専従する者として 2 人 以上の保育士（ただし、子ども・ 子育て支援法第27条に規定する 特定教育・保育施設又は同法第 29条に規定する特定地域型保育 事業者（以下「保育所等」とい う。）と一体的に事業を実施し、

			当該保育所等の保育士による支援を受けられる場合は、保育士 1 人で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、事業に専従する保育士を 1 人とすることができる。) を配置する場合 1 施設当たり年額 1, 000, 000円 (一時預かり事業の事業期間が 6 箇月未満の場合は500, 000 円) 幼稚園型 子ども・子育て支援交付金交付要綱（令和 5 年 9 月 7 日こ成事第481号こども家庭庁長官通知）による補助金の算定基礎となる幼稚園型Ⅰの基準額（保育体制充実加算及び就労支援型施設加算並びに特別な支援を要する児童分を除く。）に相当する額
病児・病後児保育事業費補助金	病児保育事業実施要綱に基づく病児・病後児保育事業を実施していること。	病児・病後児保育事業を実施するために必要な経費	(1) 病児対応型 子ども・子育て支援交付金交付要綱による補助金の算定基礎となる基準額に相当する額（基本分のうち改善分を除く。事業開始年度において事業期間が 6 箇月未満の場合を除くものと し、当該額が7, 800, 000円を下回

			る場合は7,800,000円) (2) 病後児対応型 子ども・子育て支援交付金交付要綱による補助金の算定基礎となる基準額に相当する額(基本分のうち改善分を除く。事業開始年度において事業期間が6箇月未満の場合を除くものとし、当該額が6,000,000円を下回る場合は6,000,000円) (3) 低所得者免除分加算 利用児童が生活保護世帯又は所得税非課税かつ市町村民税非課税世帯の場合、2,000円×年間延べ利用児童数 (4) 普及定着促進費 礼金及び賃借料(開設前月分) 1施設当たり年額600,000円(事業開始年度に支払われたものに限る。) (5) 当日キャンセル対応加算 子ども・子育て支援交付金交付要綱による補助金の算定基礎となる基準額に相当する額
保育士宿舍借り上げ支援事業費補助金	保育士宿舍借り上げ支援事業実施要綱(令和6年5月30日付こ成保第312号子ども家庭庁成育局長通	保育士宿舍借り上げ事業を実施するために必要な経費	保育対策総合支援事業費補助金交付要綱(令和5年10月12日付こ成事第520号子ども家庭庁長官通知)に基づき算出された基準額(1戸当たり月額60,000円を上限)に4

	知)に基づく保育士宿舎借り上げ事業を実施していること。		分の3を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)
都市部における保育所等への賃借料支援事業費補助金	都市部における保育所等への賃借料等支援事業実施要綱(令和5年4月19日付こ成保第15号こども家庭庁成育局長通知)に基づき、賃貸物件において保育所の運営を行っていること。	保育所等の用に供する賃貸物件の賃借に必要な経費	保育対策総合支援事業費補助金交付要綱に基づき算出された国の交付額と同額
保育補助者雇上強化事業補助金	保育補助者を新たに雇い上げていること。	保育補助者の雇上げに必要な経費	1施設当たり年額 1,440,000円
使用済紙おむつ処理経費補助金	使用済紙おむつの処理を行っていること。	0歳児、1歳児又は2歳児の使用済紙おむつを処理するために必要な経費	児童1人月額 70.4円 (当該補助金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)
医療的ケア児保育支援事業補助金	医療的ケア児保育支援事業実施要綱(令和6年3月30日付こ成保第179号こども家庭庁成育局長通知)に基づく医療的ケア児保育支援事業を実施していること。	医療的ケア児保育支援事業を実施するために必要な経費	基本分 (1) 看護師、准看護師、保健師又は助産師(以下「看護師等」という。)を配置して医療的ケアを行う場合 児童1人年額 5,290,000円 (2) 看護師等を配置せず、認定特定行為業務従事者(社会福祉

			士及び介護福祉法（昭和62年法律第30号）附則第10条第1項の認定特定行為業務従事者をいう。）である保育士等が医療的ケアを行う場合 児童1人年額 4,950,000円 加算分 (1) 研修受講支援加算 1施設当たり年額 300,000円 (2) 保育補助者配置加算 児童1人年額 2,412,000円 (3) 医療的ケア児の備品補助 1施設当たり年額 100,000円 (4) 災害対策備品整備 1施設当たり年額 100,000円 (5) 園外活動移動支援加算 1施設当たり年額 40,000円 医療的ケア児を受け入れるために必要な改修等を行う事業 1施設当たり年額 1,029,000円
多子世帯の教育・保育給付認定	市長が別に定める多子算定基準に基づ	対象となる児童の副食の提供に必要な	児童1人月額 4,900円以内の額

定子どもに係る副食費補助金	き、対象となる児童の副食費を減免していること。	経費	
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）補助金	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施要綱（令和7年3月31日付こ成保第257号こども家庭庁成育局長通知）に基づき乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施していること。	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施するために必要な経費	保育所、認定こども園、地域型保育事業等において乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を利用している6か月から満3歳未満の児童（保育所、認定こども園又は地域型保育事業等において施設型給付又は地域型保育給付を受けていない者（企業主導型保育施設を利用している者を除く。）） 1人1時間当たり 0歳児 1,300円 1歳児 1,100円 2歳児 900円

別表の付表1

保育標準時間認定 基準表

(単位：円)

	延長時間				
	30分以上 1時間未満	1時間以上 2時間未満	2時間以上 3時間未満	3時間以上 4時間未満	4時間以上
民間保育所及び認定こども園	600,000	1,760,000	2,761,000	4,061,000	5,804,000
小規模保育事業所A型	600,000	1,422,000	1,760,000		4,497,000

別表の付表2

保育短時間認定 基準表

(単位：円)

	延長時間		
	1 時間以上 2 時間未満	2 時間以上 3 時間未満	3 時間以上 4 時間未満
民間保育所及び認定 こども園	21, 200	42, 400	63, 600
小規模保育事業所 A 型	14, 000	28, 000	42, 000

別表の付表 3

一時預かり事業（一般型）基本分基準表

(単位：円)

年間延べ利用児童数	年額
25人以上50人未満	473, 000
50人以上100人未満	973, 000
100人以上200人未満	1, 444, 000
200人以上300人未満	1, 945, 000
300人以上900人未満	2, 240, 000
900人以上1, 500人未満	3, 470, 000
1, 500人以上2, 100人未満	5, 012, 000
2, 100人以上2, 700人未満	6, 554, 000
2, 700人以上3, 300人未満	8, 096, 000
3, 300人以上3, 900人未満	9, 638, 000
3, 900人以上	11, 180, 000